

中標津町地域おこし協力隊員 募集要項【雇用型】（令和7年度）

1. 中標津町について

中標津町は人口約 22,000 人、北海道の東部に位置し、全国有数の酪農のまちでありながら、根室地域の経済の中心のまちです。

知床の山並み、広大な酪農風景、少し足を延ばせば世界自然遺産の知床や、阿寒摩周国立公園、釧路湿原、野付半島等の豊かな自然環境に恵まれています。

また、札幌・東京と道東をつなぐ中標津空港や、大型商業施設の出店が続く商業集積により利便性の高いまちでもあり、田舎すぎてもいなく都会すぎてもいない“丁度良い”まちです。



中標津町の年間商品販売額
（小売）は北海道の町村の中
で

第1位!

※令和3年度経済センサスより

中標津町の高齢化率は北海道
の中で

4番目に低い!

※令和5年度北海道調べ

中標津町は、地域おこし協力隊員の視点やアイデアを活かして、町や地域と一緒に地域活性化や地方創生に取り組んでくれる方を募集しています。

是非、あなたのスキル・経験を活かして一緒に町を盛り上げませんか？

2. 募集内容

(1) 観光振興活動

中標津町経済部経済振興課観光振興係付職員として、一般社団法人なかしべつ観光協会に駐在し協会業務支援を行います。

主な活動内容

- ・ひとと地域産物をつなぎ、地域の魅力発掘と観光素材の磨き上げ、情報収集及び情報発信
- ・デザイン業務（写真や動画の加工、編集等）
- ・移住・長期滞在サポート事業関連業務

こんな方を待っています！

町外からの視点や発想を活かし、中標津町のファンづくりや何度も訪れたい地域づくりを目指してなかしべつ観光協会の業務支援に従事いただくとともに、将来的に任期満了後も中標津町で起業又は就業し定住していただける熱意と意欲を持った方。

○特に以下の人材を求めています。

■55歳以下の方 ■デザインスキルの高い方

※これに限定するものではありません

(2) 特産品製造活動

中標津町畜産食品加工研修センター付職員として、職員の指示（指導）のもと、特産品製造業務等を行います。

主な活動内容
<ul style="list-style-type: none">・酪農地帯の畜産食材を高付加価値化し地域振興に繋げる特産品の製造業務・チーズ・ソーセージ等の畜産食品に理解を深めてもらうための町民向け研修会業務・仕事で畜産食品に携わっている人・携わりたい人への専門的な研修や技術支援業務 <p style="text-align: right;">こんな方を待っています！</p> <ul style="list-style-type: none">・20代30代で食品に関わる業務経験がある方。・チーズやソーセージといった加工品の製造技術を身に付けたい方。・任期満了後も継続して働く事を考えている方。・接客経験があり人と関わる事が好きな方。・物づくりを楽しんで臨む事ができる方。 <p>※これに限定するものではありません。</p>

3. 募集対象

以下の条件を満たす方を募集します。

(1) 申込み時点で次の地域要件区分にお住まいの方で中標津町に住民票を移し居住できる方（詳細はお問い合わせください）

- ・三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県）の都市地域（過疎地域等、条件不利地域以外の市区町村）または指定都市に居住している方
- ・三大都市圏外の指定都市（過疎地域等、条件不利地域以外の市区町村）に居住している方

※北海道内は札幌市のみが対象となります。

(2) 普通自動車運転免許証を有しており、日常の運転に支障のない方

(3) パソコンの基本的な操作（ワード・エクセル等）ができる方

(4) 心身ともに健康で、明るく意欲的に業務に取り組める方

(5) 協力隊員の期間終了後も中標津町内に定住し、起業又は就業しようとする意欲のある方

(6) 協力隊員の業務以外でも、地域住民と積極的にコミュニケーションを図り地域での活動に積極的に参加できる方

(7) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方

①禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで、又は執行を受けることが無くなるまでの方

②日本国憲法の制定の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

③中標津町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない

4. 募集人数

(1) 観光振興活動・・・2名

(2) 特産品製造活動・・・1名

5. 勤務条件

(1) 身分

中標津町会計年度任用職員として任用します。

(2) 任用期間

着任の日から着任の年の年度末まで、年度ごとの任用となります。年度の更新は、本人の意向と、勤務・活動状況などの評価を行い、最大3年間まで延長を可とします。

(3) 報酬・待遇・福利厚生等

- ・ 報 酬 月額 200,000 円 ※時間外手当あり
期末手当 6月・12月支給（支給条件あり）
- ・ 健康保険等 厚生年金、共済組合、雇用保険、非常勤公務災害補償又は労災保険
- ・ 住 居 町が用意した住宅を無償により貸与します
(活動費から支出するため、報酬からの支払いはありません)
- ・ 生 活 生活に必要な備品等の購入費、月々の光熱水費などをご自身で負担となります。
協力隊員用の車両をプライベートで使用することが可能です。
※プライベート利用分の燃料費は自己負担となります。

(4) 勤務時間・休暇

- ・ 勤 務 日 週5日
- ・ 勤 務 時 間 1週間当たり 37時間 30分
※午前8時30分～午後5時00分（実労働時間7時間30分）
※観光振興活動は観光案内所の運営のため土日祝日勤務があります。
(5月～10月末頃) 観光案内所開設時はシフトにより勤務日を決めます。
- ・ 休 暇 土日祝日及び年末年始（12月31日から1月5日まで）
※観光振興活動はシフトに応じて週2日、祝日及び年末年始（12月31日から1月5日まで）
※その他有給休暇等の取扱は会計年度任用職員の取扱となります
(夏季休暇・有給休暇・忌引休暇等)。
※イベントなどによる休日出勤・夜間の会議等があった場合は、振替休暇及び時間外手当により対応します。

(5) その他

- ・ 引越し費用 引越費用は本人負担となります。
- ・ 活 動 費 用 活動費は、町が予算の範囲内で必要な経費を負担します。
- ・ 取 材 等 町のホームページ、広報誌、SNSなどの広報媒体への写真・記事の掲載のほか、テレビ・新聞・雑誌などの取材に応じていただく場合があります。
- ・ 著 作 権 等 活動上で生じた著作権等の権利は中標津町に帰属します。

- ・ 起業支援制度 任用期間終了の日から1年以内に、中標津町内において起業または事業承継する方を対象とした起業支援補助制度があります。

6. 応募方法

(1) 応募申込

下記の応募フォームからお申し込みください。

<https://www.harp.lg.jp/YJCWRNW8>

(2) 募集期間

随時受付（採用が決まり次第募集を終了します）

(3) 選考の流れ

- ・ 第1次選考(書類選考)：書類選考の上、結果を応募フォーム記載のメールアドレスあてにご連絡します。随時合否を応募者全員に通知し、合格者には、第2次選考の日程などの詳細をお知らせします。
- ・ 第2次選考(面接審査)：第1次選考合格者を対象にオンライン面接を実施します（面接日については協議のうえ決定します）。
- ・ 最終結果は文書により通知します。

7. 問合せ先

〒086-1197 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地

中標津町総務部政策推進課企画調整係（担当：伊與部（いよべ））

電話：0153-74-0726

E-mail：kikaku@nakashibetsu.jp